

第4章 地域福祉計画における施策の取組

基本目標1 地域福祉づくりへの主体的な市民参加

基本方針1(重点方針) スマート市役所における福祉情報提供の推進

■施策の方向性

子育て家庭から高齢者、障がい者など年齢や心身の状態に関わらず、すべての市民に等しく福祉情報が行きわたるよう、多様な情報発信手段を積極的に活用して取り組みます。

■現状と課題

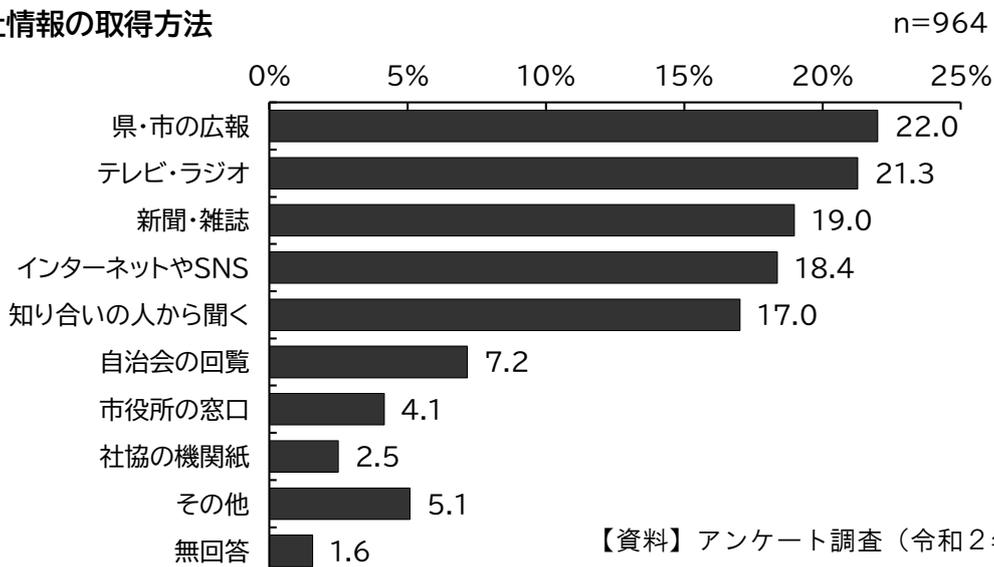
少子高齢化や人口減少など、地域社会を取り巻く環境が変化する中、福祉に対するニーズが多様化し、それに伴い市民が選択できる福祉サービスも多様化してきました。しかし、多様化するサービスは、情報弱者が自らに必要な情報を取得しづらい状況が懸念されるため、適切な福祉情報の提供が担う役割は一層大きくなってきています。

一方、本市ではAI^{*1}やIoT^{*2}などの先端技術やデジタルデータなどを積極的に活用する「デジタルファースト^{*3}」により、便利で質の高い市民サービスの提供等を行う「スマート市役所」を令和元年度に宣言しました。福祉の分野においても、広報紙や職員による情報提供、説明会などの既存の情報発信と並行して、SNSなどの多様な手法を積極的に導入するなど、市民への情報提供の機会の創出が必要とされています。

アンケート結果をみると、情報取得手段として、「県・市の広報」、「テレビ・ラジオ」、「新聞・雑誌」、「インターネットやSNS」、「知り合いの人から聞く」が比較的高い割合となっています。

多様な情報提供手段を確保しつつ、若者を中心に普及しているスマートフォンへの積極的な対応など、電子化を進めていくことも市民の主体的な福祉参加において重要です。

■福祉情報の取得方法



【資料】アンケート調査（令和2年調査結果）

■取組

施策と主な事業

施策（１） 福祉制度やサービスの周知	
施策内容	福祉制度の改正や福祉サービスの周知を図るため、市民や各自治会、福祉事業所等に向けて制度や各種サービス等の積極的な情報発信に取り組みます。また、必要に応じて地域での説明会や見学会を開催します。
主な事業	①福祉情報の積極的な発信
施策（２） 多様な手段を活用した情報提供の充実	
施策内容	市民をはじめ、誰もが地域や福祉に関する情報を入手しやすい環境づくりを目指し、広報紙やコミュニティFM放送、CATV、ホームページに加えて、LINE、Twitter、Facebook、YouTubeといったSNSなど、多様な媒体を活用した情報提供の充実に努めます。また、市民からの問合せにAIを活用して24時間365日自動応答したり、オンラインで相談に対応するなど、より必要な情報にアクセスしやすい環境の整備に努めます。
主な事業	①「広報みしま」広報事業 ②コミュニティFM広報事業 ③有線テレビ広報事業 ④公式ホームページ広報事業 ⑤スマート市役所推進事業
施策（３） 情報のバリアフリー化の推進	
施策内容	言語の違いや障がいの状況、高齢の方などに配慮した情報提供を行うため、年齢や多言語に配慮したホームページの作成、広報みしまの音声化、高齢者に配慮したSNS講座の開催に取り組みます。
主な事業	①広報みしまの音声化 ②高齢者オンライン交流事業

市民一人ひとりができること

例えば…

- ・いつも最新の情報を入手するように努め、福祉に関係する必要だと思う知識を正しく身に付けるように心がけましょう
- ・隣近所や身近なところなどで、同じ不安や心配がある人と、お互いに情報を交換するように心がけましょう

※1 AI（エー・アイ）：artificial intelligence（人工知能）の略で、コンピュータを使って、学習・推論・判断など人間の知能のはたらきを人工的に実現したもの。

※2 IoT（アイ・オー・ティー）：Internet of Thingsの略で、物のインターネットと言われ、人を問わず物が自動的にインターネットとつながる技術。

※3 デジタルファースト：国が定めた「デジタル手続法」の三つの基本原則の一つで、行政手続やサービスを一貫してデジタルで完結させる原則。手続や業務のあり方そのものを見直し、利用者の利便性を高めるとともに、行政の効率化につながる。

基本方針2 地域福祉への理解と関心を深める取組の推進

■施策の方向性

地域住民の相互理解を深め、福祉活動に参加する意識を醸成するために、福祉に対する理解と関心を深める場を提供していきます。

■現状と課題

市民の平均寿命の延伸や高齢者の単独世帯の増加、療育手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者の増加など、福祉サービスを必要とする地域住民は増加傾向にあります。しかし、行政サービスだけで十分に住民生活を支えることには限界があり、これからの福祉では地域における支え合いの重要性が増えています。また、福祉的な支援や助けを求めている人は、地域で孤立していたり、誰にも相談できない状態の場合があり、地域住民同士がお互いに気にかけて、地域でできることから進めていくことも必要です。

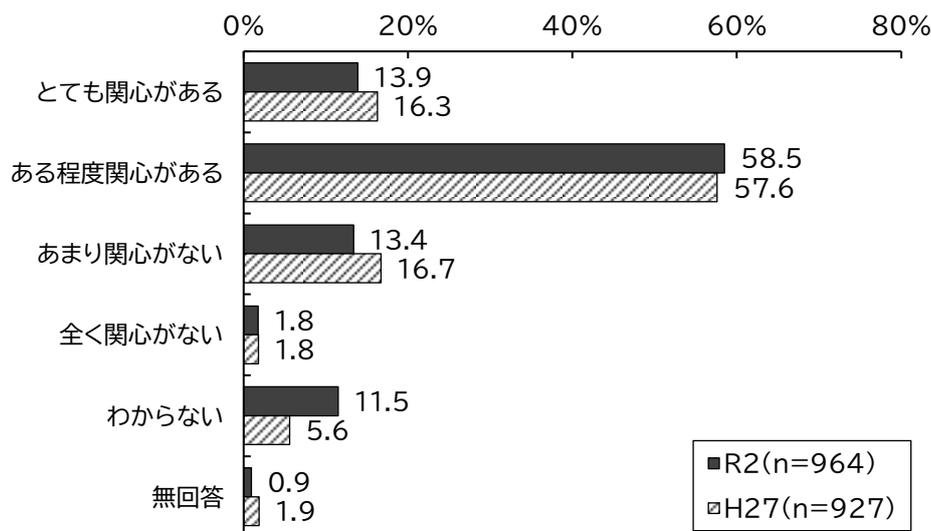
その一方で、「隣に住んでいる人のことも分からない」といった声もあり、近所付き合いに対する考え方など、住民意識にも変化がみられています。

そのため、あらゆる世代における地域住民の相互理解を深めていくためには、福祉に関する学びの場の提供や周知・啓発活動に取り組んでいくことが必要となります。

アンケート調査結果をみると、「福祉」に関心がある市民について、「とても関心がある」と回答した割合は平成27年調査では16.3%ですが、令和2年調査では2.4ポイント減少して13.9%となっています。

福祉に関心をもつことは、市民が主体となって地域福祉を推進するための第一歩になることから、市民が関心をもてるような機会や環境づくりが求められます。

■「福祉」に関心がある市民の割合(平成27年、令和2年調査比較)



【資料】 アンケート調査（令和2年調査結果）

■取組

施策と主な事業

施策（１） 地域福祉計画の周知	
施策内容	住民、行政、福祉関係団体等がお互いに連携した地域ぐるみの福祉推進に向け、市と三島市社会福祉協議会が協力して地域福祉計画・地域福祉活動計画の周知に取り組みます。
主な事業	①地域福祉計画推進事業
施策（２） 福祉教育を学ぶ機会の提供	
施策内容	子どものうちから福祉意識を醸成し、周りの人を尊重し、お互いに支え合う思いやりの心を育むため、福祉体験や人権教室などにおける福祉教育を学ぶ機会の提供に取り組みます。
主な事業	①障がい者理解促進啓発事業 ②高校生1日人権擁護委員委嘱事業 ③こども人権教室の開催 ④バリアフリー教室の開催 ⑤認知症サポーター養成講座の開催
施策（３） 差別や偏見の解消と暴力・虐待の防止	
施策内容	高齢者・障がい者の社会参加や雇用の促進に向け、障害者差別解消法の周知や啓発活動などを通して、住民や事業主の理解を深め、年齢や障がいによる差別や偏見の解消に取り組みます。 また、児童や高齢者等の虐待防止に向けた子育て指導や相談支援の充実をはじめ、高齢者や障がいのある方の権利擁護に取り組みます。
主な事業	①ソーシャルインクルージョン※ ¹ 普及啓発事業 ②障がい者理解促進啓発事業(再掲) ③障害者雇用促進事業 ④障がい者虐待防止地域連絡会 ⑤高齢者虐待防止地域連絡会 ⑥児童虐待・DV※ ² 対策事業

市民一人ひとりができること

例えば…

- ・市のホームページや図書館などを活用して、三島市地域福祉計画を読み、市の福祉に関する方針などを知るようにしましょう
- ・学校や市、社会福祉協議会等による福祉に関わる行事やイベント、講演会、勉強会などに参加するようにしましょう
- ・差別や偏見の解消に向けて、正しい知識や理解を深めるよう意識してみましょ
- ・もし、身近なところで暴力や虐待が行われていることを知ったら、学校や市役所、社会福祉協議会、民生委員・児童委員など相談しやすい機関に連絡してみましょ

※1 ソーシャルインクルージョン：社会的に弱い立場にある人々を孤立・排除させるのではなく、共に支え合い生活していく考え方。

※2 DV（ディーブイ）：domestic violence（ドメスティック・バイオレンス）の略で、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力。身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等、あらゆる形の暴力が含まれる。

基本方針3 地域活動やボランティア活動への支援

■施策の方向性

市民が地域の取組に主体的に関わり、参加しやすい機会づくりと環境整備に取り組みます。

■現状と課題

近年、高齢化や市民意識の変化等により地域活動に取り組む住民が減少傾向にあり、地域での福祉活動は希薄化が進んでいます。

しかし、誰もが地域で暮らしやすい環境をつかっていくためには、これからも地域福祉に理解をもった住民の地域活動が必要となります。

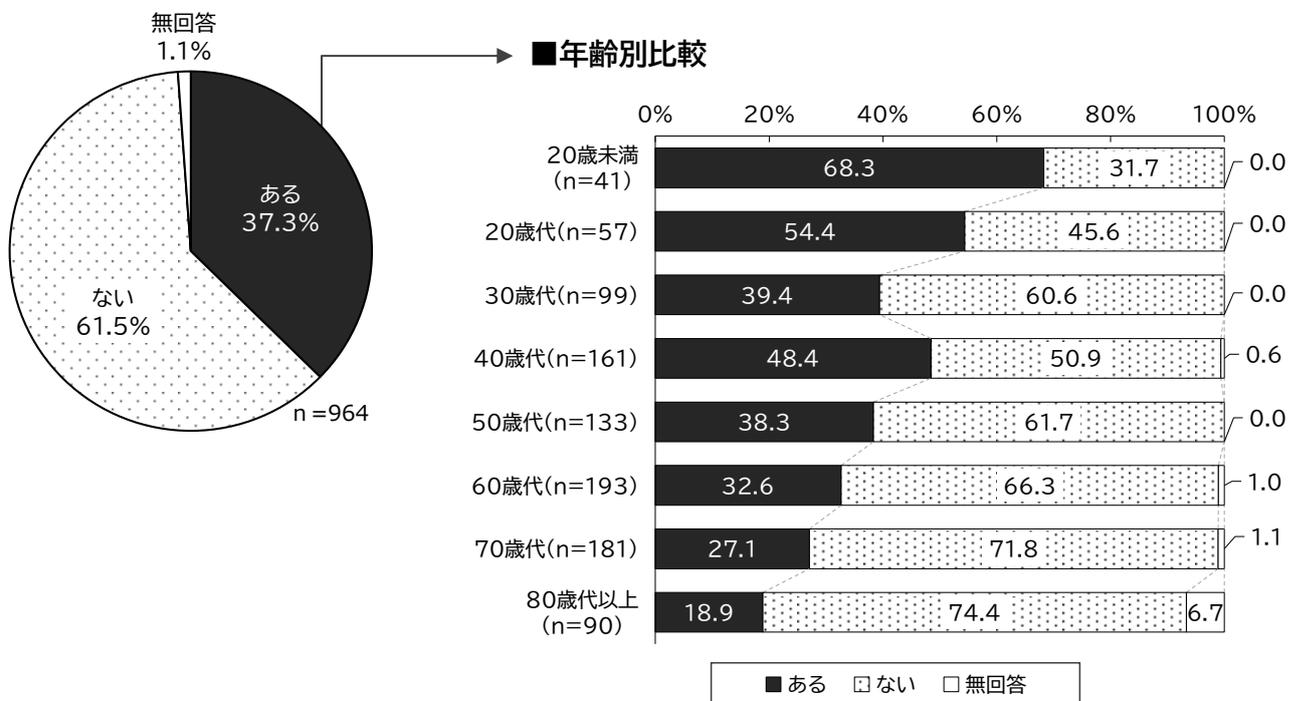
そのため、年齢や性別に関わらず、多くの住民が積極的に地域活動へ参加できるよう、その機会づくりと環境の整備が求められています。

また、さまざまな分野で地域福祉の推進に貢献するボランティア活動についても、支援を行っていく必要があります。

アンケート調査結果をみると、ボランティアに参加したことがある市民の割合は、37.3%で、年齢別にみると、「20歳未満」、「20歳代」が半数以上参加していると回答しています。一方で、「50歳代～70歳代」では3割程度の参加率となっています。

本市においても高齢化が進み高齢者の割合が高くなる中、健康づくりや介護予防にもつながる地域活動への高齢者の積極的なボランティア参加が求められます。

■ボランティアに参加したことがある市民の割合



【資料】 アンケート調査（令和2年調査結果）

■取組

施策と主な事業

施策（１） 市民と取り組む活動への支援	
施策内容	行政課題の解決や地域の活性化、地域の絆づくりにつながる創意と工夫にあふれる市民と取り組む活動の支援に取り組みます。
主な事業	①子どもは地域の宝事業 ②子育て支援フェア事業 ③街中で子育て応援事業 ④地区敬老大会補助事業
施策（２） 地域で取り組まれている活動への支援	
施策内容	自治会、NPO、市民活動団体等が地域活動しやすくなるよう、施設、設備、情報の提供や発信など、各種支援に取り組みます。 また、地域の居場所やサロンなど、住民主体の通いの場の活動が活性化できるよう支援に取り組みます。
主な事業	①市民活動推進事業 ②自治会活動推進事業 ③ICT※1活用デジタルライフ※2推進事業 ④地域サロン連絡会の開催
施策（３） 既存団体への助成	
施策内容	三島市自治会連合会、三島市社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、その他の地域活動に取り組んでいる団体への助成に取り組みます。
主な事業	①三島市自治会連合会活動等事業 ②地域福祉推進事業補助事業 ③民生委員・児童委員活動補助事業 ④老人クラブ育成事業 ⑤社会教育関係団体への補助事業 ⑥各種スポーツ団体支援事業 ⑦子どもは地域の宝事業（再掲） ⑧子ども会連合会補助事業

市民一人ひとりができること

例えば…

- ・身近な地域活動団体などの取組を知ってみましょう
- ・興味や関心のあるボランティア活動や自治会の活動に参加や協力をしてみたり、身近な人たちに呼びかけてみましょう
- ・みんなで協力して暮らしやすいまちをつくっていく意識をもつように心がけましょう

※1 ICT(アイ・シー・ティ)：情報技術を活用して人やモノをつなげること。

※2 デジタルライフ：コンピュータやネットワーク、情報家電などのデジタル技術を駆使して送る生活といった意味。

基本方針4 住民の生きがいづくりと健康づくりの促進

■施策の方向性

市民一人ひとりが、いつまでも健康で生きがいをもって地域で暮らしていけるよう、健康づくりやスポーツ、生きがいづくりに取り組みやすい環境づくりを推進します。

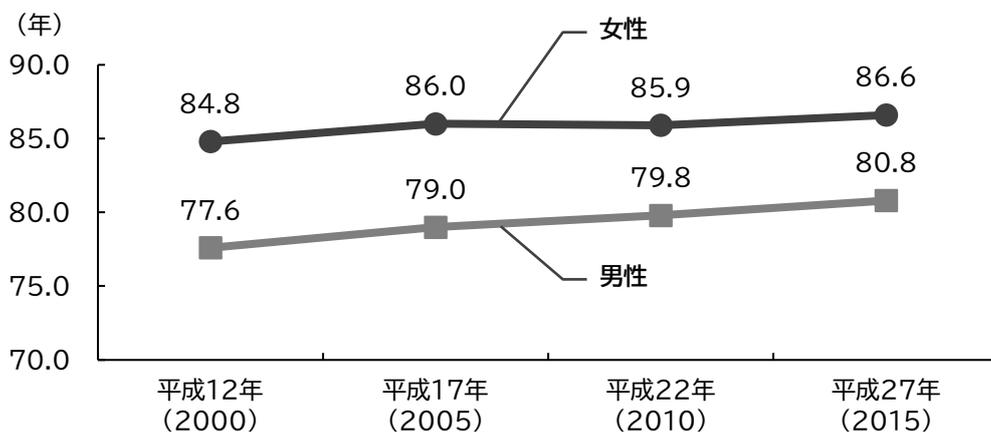
■現状と課題

スポーツや生きがいづくりをはじめ、市民一人ひとりの健康管理や健康づくりの機会を増やし、市民の健康寿命を延伸することが重要です。

本市の平均寿命をみると、平成27年では男性が80.8年、女性が86.6年となっています。

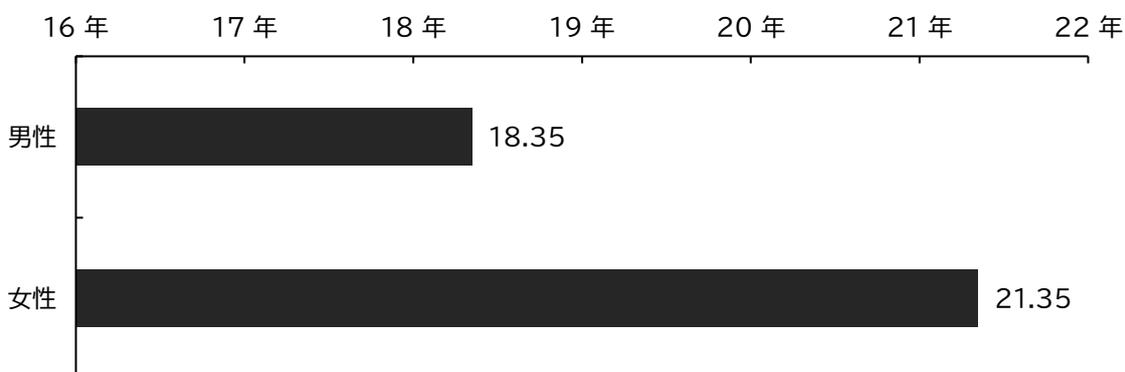
平均寿命は男女ともに増加傾向にありますが、静岡県独自の指標である「お達者度」をみると、女性の21.35年に対して、男性は3年短い18.35年であり、男性の健康づくりへのさらなる参加を促進し、「お達者度」の向上を目指す必要があります。

■平均寿命



出典：厚生労働省「市区町村別生命表」

■お達者度



出典：静岡県統計（平成27年時点）

※お達者度とは、65歳から、元気で自立して暮らせる期間を算出したもの。

■取組

施策と主な事業

施策（１） 「スマートウェルネスみしま ^{※1} 」の推進	
施策内容	あらゆる分野に健康の視点を取り入れ、市民の健康づくりを中心に、社会参加の場としての生きがいや絆づくり、にぎわいをつくる地域活性化など、健やかで幸せなまちづくりに取り組みます。
主な事業	①スマートウェルネスみしまアクションプランの推進
施策（２） 地域で行う健康づくり	
施策内容	地域ごとにあらゆる世代の市民の健康の維持・増進、フレイル ^{※2} 予防等のために、健康相談会や健康教育、自主活動団体の支援に取り組みます。
主な事業	①健康づくり地区組織活動事業 ③地域介護予防支援事業 ②介護予防普及啓発事業 ④地域リハビリテーション活動支援事業
施策（３） スポーツを通じた生きがいや健康づくり	
施策内容	学校教育に支障のない範囲で、体育館やグラウンドなどの学校施設を開放し、市民による小学校区運動会やスポーツ大会の開催の支援に取り組みます。
主な事業	①学校体育施設開放事業 ②各種スポーツ大会支援事業
施策（４） 高齢者等の生きがいや社会参加の支援	
施策内容	生きがい教室の開催や高齢者の外出支援、生涯学習を通じた自己啓発、シルバー人材センターによる就業機会の提供などを推進し、高齢者等の介護予防と孤立化の防止、自立生活の助長に取り組みます。
主な事業	①生きがい教室事業 ④高齢者バス等利用助成事業 ②シルバー人材センター事業 ⑤高齢者オンライン交流事業 ③生涯学習事業(いきいきカレッジ、 (再掲) みしま教養セミナー、指導者登録紹介 事業、リカレント教育 ^{※3} 推進事業等)

市民一人ひとりができること

例えば…

- ・自分の健康や生活習慣を見直し、運動や食事等を通じて自発的な健康づくりに心がけてみましょう
- ・地域で行われている健康づくりや生きがいづくりに関する、どのような教室やイベントが開催されているか調べてみましょう
- ・地域や行政が開催する生涯学習の場に参加してみましょう

※1 スマートウェルネスみしま：まちづくり全体に“健幸”という視点を取り入れ、将来にわたり人とまちを健康で幸せにしていこうというプロジェクト。

※2 フレイル：加齢に伴って、筋力や心身の活力が低下した状態のこと。

※3 リカレント教育：生涯にわたって教育と就労のサイクルを繰り返す教育制度。義務教育や高校・大学などで学問を修めて仕事に就いてからも、必要と感じたときに学び直す「学び直し教育」、「社会人の学び直し」。

基本目標2 地域における活発な福祉ネットワークの構築

基本方針1(重点方針) “つなげる”機会づくりと人材発掘・育成支援の拡充

■施策の方向性

地域福祉の推進を目的とした、地域の活動団体や関係機関等が相互に協働・連携できる環境整備に取り組めます。

■現状と課題

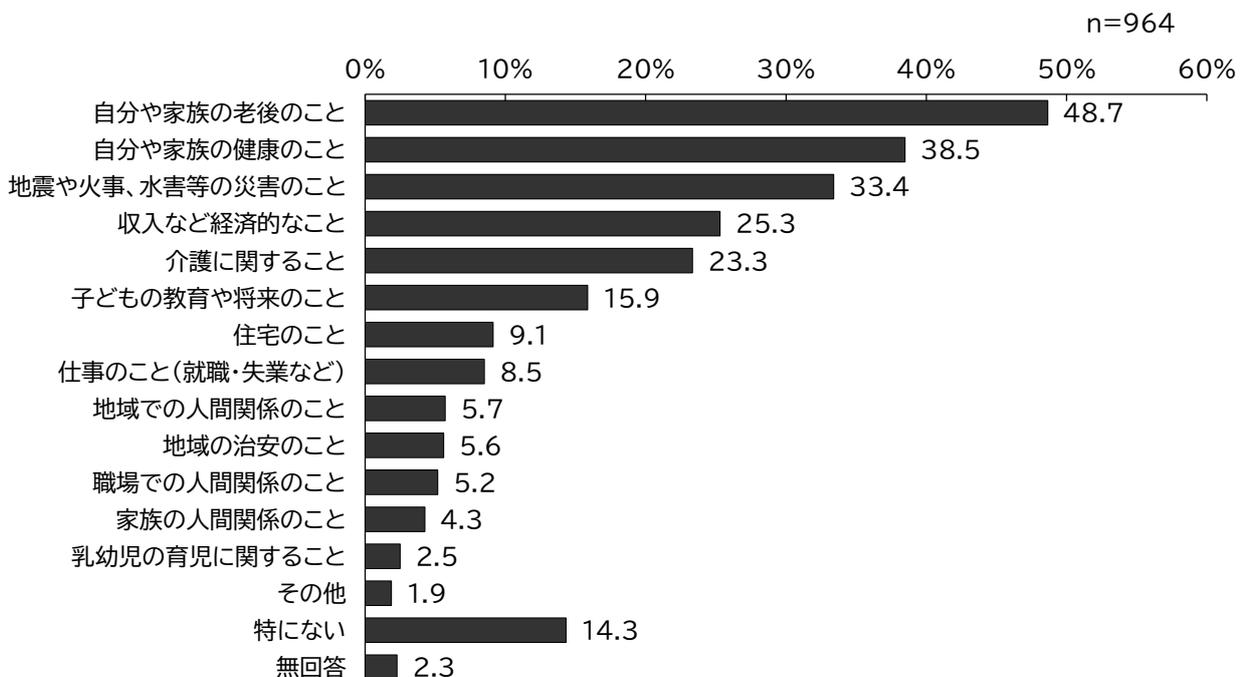
近年の地域で抱える問題は、住民一人だけの問題でない場合が多く、家族単位あるいは地域全体に及ぶ場合もあります。また、一時的な支援では解決が難しく切れ目のない支援が必要な場合もあります。

さらに、自ら声を上げられない人や制度の狭間にいる人など、地域で気かけ、関係機関を巻き込んだ支え方を検討する機会も必要になっています。

このようなことから、住民同士や、専門職を交えた協議の場づくりが求められるとともに、これを地域で推進していくことのできる人材の発掘と育成が求められています。

アンケート調査結果をみると、日々の生活での困りごとや悩み、不安については、老後のことから健康、災害、経済的なこと、介護、子どもの教育に至る回答の割合が多いなど、多岐にわたっています。いずれも個人で解決するよりは、地域や専門機関、市の福祉とのつながりをもって取り組んでいくことが望まれます。

■日々の生活での困りごと、悩み、不安



【資料】 アンケート調査（令和2年調査結果）

■取組

施策と主な事業

施策（１） 横断的な情報共有体制の推進	
施策内容	地域の課題を地域に暮らす市民をはじめ、地域で活動する団体や事業所、専門の関係機関等で共有する場を設け、課題解決と連携の仕組みづくりに向けた取組を支援します。
主な事業	①子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ②地域学校協働本部事業 ③三島市問題行動等担当者会、三島市不登校児等担当者会 ④地域づくり市民会議事業 ⑤子育て世代包括支援センター推進連絡会 ⑥三島市障がいとくらしを支える協議会 ⑦三島市雇用対策協定運営協議会 ⑧介護予防・生活支援体制整備推進協議会 ⑨地域ケア個別会議 ⑩地域ケア推進会議
施策（２） 地域でつながる機会の創出と人材の確保	
施策内容	地域の内外で情報共有ができる場の創出や、仕組みづくりを進めることができる地域に密着した人材の確保を積極的に進め、地域における福祉の充実した環境づくりにつなげます。
主な事業	①地域づくりを担う人材の発掘 ②生活支援コーディネーターの配置 ③ようこそ三島で子育て応援サロン ④男性の育児参加の促進

市民一人ひとりができること

例えば…

- ・地域で行われているさまざまな交流の場づくり、機会づくりを知ってみましょう
- ・身近で行われている交流イベントや行事に参加してみましょう
- ・市のホームページや広報紙をはじめ、さまざまな情報を活用して地域づくりの担い手がどのようなことをしているかを知り、興味や関心をもってみましょう

基本方針2 支え合いと見守りによる安全・安心な地域づくりの推進

■施策の方向性

地域での見守りや支え合いの体制づくりを推進し、誰もが安全・安心に暮らせる地域づくりに取り組みます。

■現状と課題

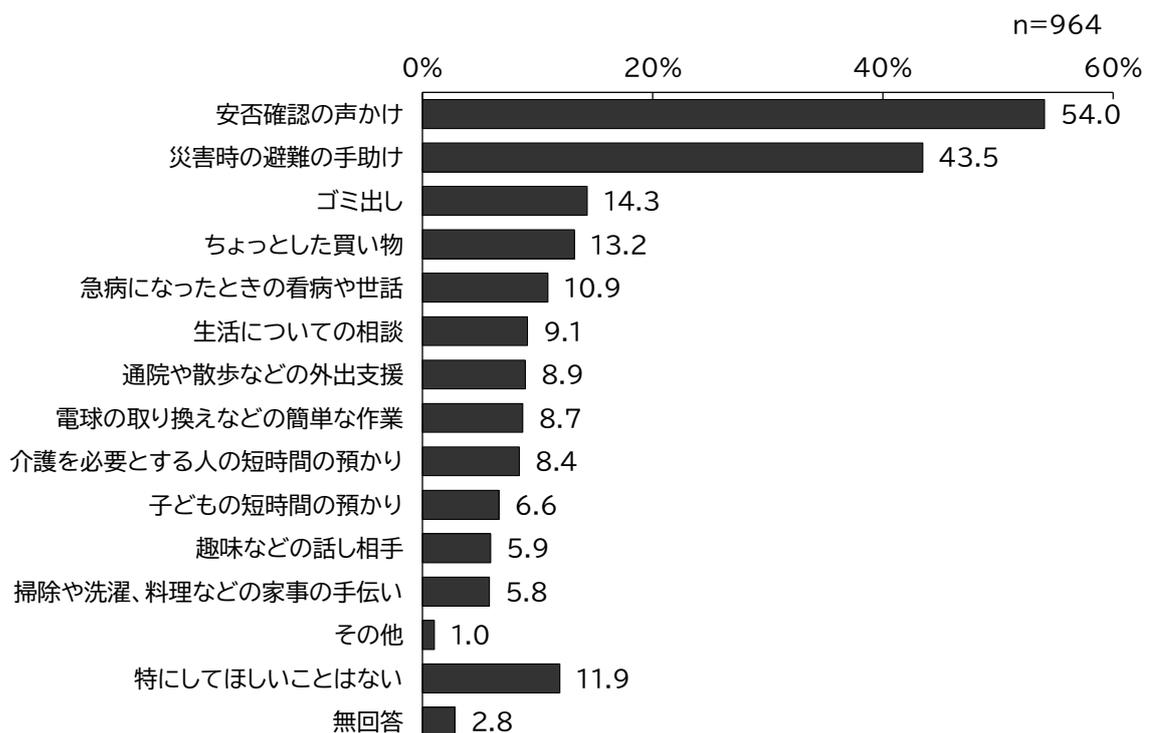
安全・安心な地域づくりにおいて、市民一人ひとりの日頃からの協力と自治会等の地域活動団体による取組の推進が必要です。

特に、高齢化が進む社会においては、認知症の人や単身高齢者などの安全を確保するために、地域での見守り支援が求められています。

アンケート調査結果をみると、助けが必要になったときに地域に求める支援として、「安否確認の声かけ」と「災害時の避難の手助け」の回答の割合が高くなっています。

いずれも緊急時における支援であり、こうした支援を地域で行うためには、日頃からの信頼関係の構築が重要となります。そのため、助けの手を差し伸べる側と差し伸べられる側に分かれるのではなく、両方の立場を意識して自治会等と日頃からつながっている状態が望まれます。

■助けが必要になったときに地域に求める支援



【資料】 アンケート調査（令和2年調査結果）

■取組

施策と主な事業

施策（１） 養成講座の開催	
施策内容	地域の見守りや支え合いの活動の推進、認知症の方とその家族へのサポートや自殺対策として気づきや声かけができる人、また子どもの預かり等の援助を行うことを希望する人を増やしていくなど、地域でできる各種福祉活動人材の養成に取り組みます。
主な事業	①地域活動に係る新たなボランティア育成研修 ②認知症サポーター※1の養成 ③ゲートキーパー※2の養成 ④ファミリーサポートセンター※3まかせて会員の養成
施策（２） 民生委員・児童委員活動の充実	
施策内容	住民ニーズの多様化とともに、民生委員・児童委員に寄せられる相談内容は多岐にわたっているため、住民からの相談に適切に対応し、迅速な支援につなげられるよう、民生委員・児童委員研修の充実や県外研修の助成に取り組みます。
主な事業	①民生委員・児童委員への研修支援 ②民生委員・児童委員活動の周知
施策（３） 子ども、高齢者、障がい者等の見守り	
施策内容	配食時の子どもやひとり暮らし高齢者等の見守り、また認知症高齢者等への見守りシールの配付など、子どもや高齢者等を見守るネットワークの強化に取り組みます。 また、地域で子どもを見守る活動を推進するとともに、民間事業所や地域団体等との協定により、日常の事業活動を通して高齢者に異変がないか見守り、必要により市につなげるネットワーク体制を強化します。
主な事業	①認知症高齢者等見守り登録事業 ②子ども配食支援事業 ③子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（再掲） ④給食サービス事業 ⑤高齢者見守りネットワーク

市民一人ひとりができること

例えば…

- ・自分も地域の見守り活動などに参加できるか、イメージしてみましょう
- ・民生委員・児童委員がどんなことをしているのか、興味や関心をもってみましょう
- ・隣近所に暮らしている高齢者に普段から挨拶をしてみたり、ひとり暮らしや認知症の人に対して、できる範囲で見守りをするよう意識してみましょう
- ・認知症に対する理解を深め、地域の中で共に暮らしていけるよう心がけてみましょう

※1 認知症サポーター：認知症サポーター養成講座を受けた人。講座を通じて認知症の正しい知識やつき合い方を理解し、自分のできる範囲で認知症の人やその家族を応援する。

※2 ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

※3 ファミリーサポートセンター：子どもの送迎や預かりなど、子育ての「援助を受けたい人（依頼会員）」と「援助を行いたい人（提供会員）」が、地域で相互援助を行う仕組み。

基本方針3 災害等に備えた地域体制づくりの推進

■施策の方向性

大規模災害や感染症の発生などの緊急時に福祉支援が必要な人への備えと、各種機関同士の円滑な協働・連携ができる地域体制の整備に取り組みます。

■現状と課題

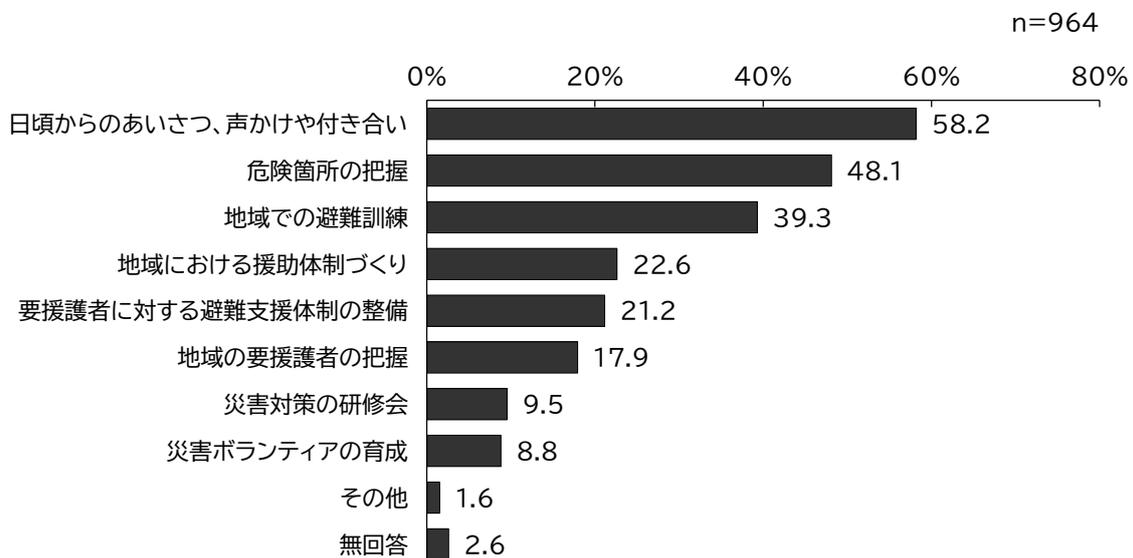
全国各地で発生している大地震や台風、水害等の大規模災害時に、避難が困難な人、避難所での支えや医療的ケアが必要な人を日頃から地域で把握し、発生時には地域と関係機関等が連携して助け合う地域体制の整備が求められています。

また、災害や感染症の拡大を防ぐためにも、地域住民一人ひとりの日頃からの意識の向上や、緊急時に的確な情報が迅速に送受信できるよう、本市と国や県、近隣市町、さらに地域間の協働・連携体制の構築が求められています。

アンケート調査結果をみると、災害時の備えとして重要なこととして、「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」が最も多い回答となっており、地域福祉の推進における基盤となる理解の深さがうかがえます。

災害時や感染症の拡大などの緊急時への対応としては、日頃から近隣住民同士の関係性を構築しておくことが重要になります。新しく転入してきた住民も取り込んで、地域での交流をもつ機会づくりが、緊急時における支え合い・助け合いにつながります。

■災害時の備えとして重要なこと



【資料】 アンケート調査（令和2年調査結果）

■取組

施策と主な事業

施策（１） 配慮が必要な方の迅速な避難支援体制の構築	
施策内容	高齢者や障がい者など、災害時に自ら避難することが困難な人を日頃から把握し、災害発生時に速やかな避難支援が行えるよう取り組みます。また、聴覚・音声・言語機能障がい者には、メールやファクシミリ通信網(FAX所持者)を利用した地震・風水害の自然災害や火災などの情報連絡が速やかに行えるよう取り組みます。
主な事業	①避難行動要支援者避難支援推進事業 ②メール・FAX等を利用した情報提供
施策（２） 福祉施設との災害時協定の締結	
施策内容	一般の避難所での避難生活が困難な高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児に配慮した避難場所を確保し、速やかな搬送が行えるよう、市内に新たな特別養護老人ホーム、障がい者支援施設、保育園等が設置された際には、福祉避難所利用協定の締結に取り組みます。
主な事業	①福祉避難所協定の締結
施策（３） 防災意識の啓発や自主防災組織への支援	
施策内容	市民一人ひとりの防災意識の高揚や、地域での自主防災組織の自発的な活動を支援するため、各種講座、啓発活動や自主防災組織等への防災資機材の整備促進に取り組みます。
主な事業	①自主防災組織資機材購入補助事業 ②自主防災組織の育成 ③防災に関する住民啓発・教育事業
施策（４） 感染症対策への体制強化	
施策内容	市民や地域、学校及び各福祉関係事業所等に対し、感染症に関する正しい知識と予防方法について周知を行い、衛生資材の備蓄に努めるとともに、感染症発生後においては、国や県と連携し、迅速かつ的確な情報を発信して、市民生活の安全確保に取り組みます。
主な事業	①感染症拡大防止事業 ②予防接種事業

市民一人ひとりができること

例えば…

- ・自主防災組織、民生委員・児童委員等による避難行動要支援者の把握に、できる範囲で協力するようにしましょう
- ・災害などの緊急時の際には、声かけや避難支援に協力するよう心がけましょう
- ・災害時の連絡体制、避難方法、避難場所を確認するようにしましょう
- ・地域で開催される防災訓練や自主防災活動に参加するよう心がけましょう
- ・災害や感染症拡大などの緊急時には、市が発信する情報を確認するようにしましょう

基本方針4 犯罪や交通事故から住民を守る活動の推進

■施策の方向性

地域の安全を確保するために、安全なまちづくりに努めるとともに、市民一人ひとりの防犯・交通安全に関する意識の向上を目指します。

■現状と課題

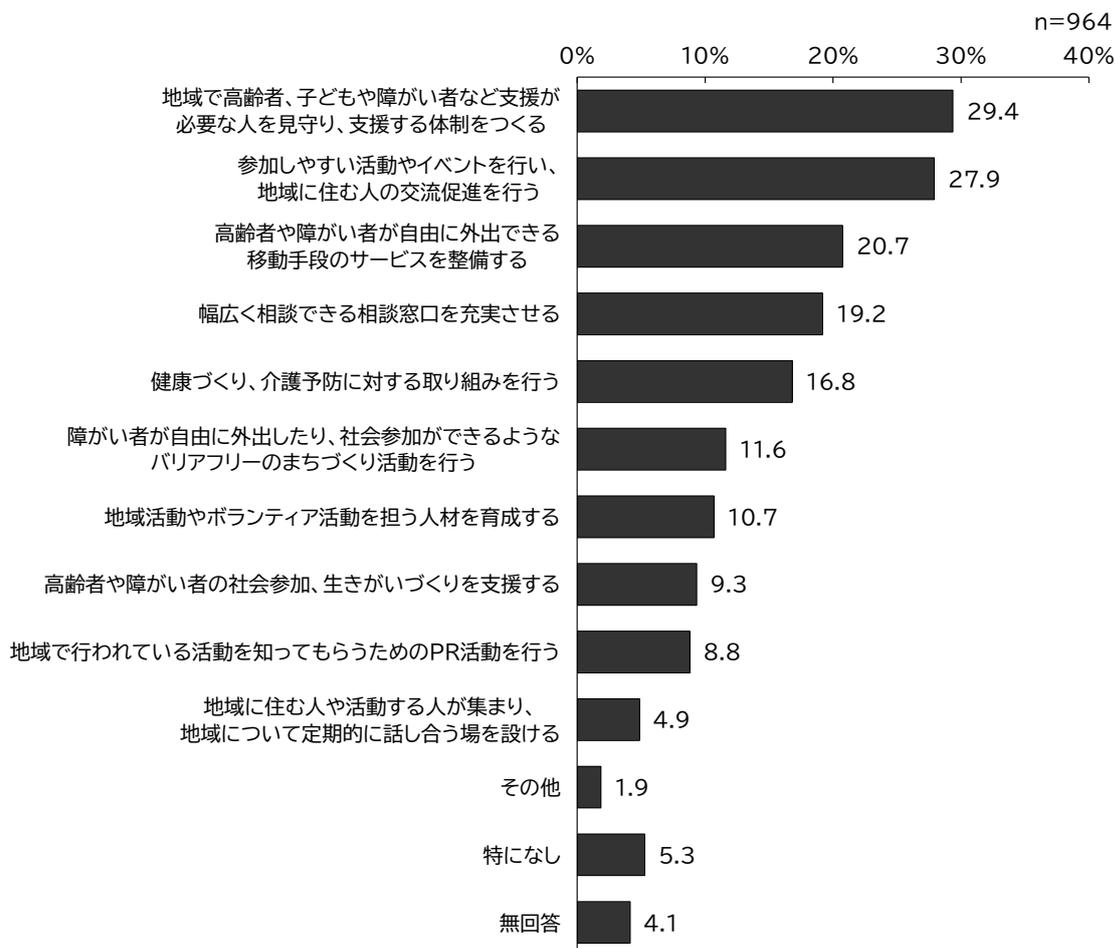
犯罪の防止や交通事故を防ぐための防犯灯、標識の設置など、各種取組の推進に加え、市民一人ひとりが防犯や交通安全に関する正しい知識と理解を深めることが重要です。

そのため、学校や公民館などで定期的に学習や情報提供の機会を設け、市民の意識の向上につなげていく必要があります。

アンケート調査結果をみると、地域がより住みやすくなるために必要な活動として、「地域で高齢者、子どもや障がい者など支援が必要な人を見守り、支援する体制をつくる」との回答が最も多く、地域における支え合いへの意識の高さがうかがえます。

地域における安全の確保については、警察署をはじめとする関係機関等との連携が重要ですが、地域住民同士による意識の高め合いや、見守りなどの日常的に継続する取組も大きな役割を担うことから、今後も市民の取組が充実するような環境づくりが求められます。

■地域がより住みやすくなるために必要な活動



【資料】 アンケート調査（令和2年調査結果）

■取組

施策と主な事業

施策（１） 防犯活動の推進	
施策内容	防犯灯の適正な維持管理に努めるとともに、防犯意識の高揚のため、市民に対する情報発信や啓発に取り組むことにより、明るく犯罪のないまちづくりを推進します。
主な事業	①市民防犯意識啓発事業 ②防犯灯維持管理事業 ③社会を明るくする運動 ④地域の青少年声掛け運動
施策（２） 子どもの安全確保	
施策内容	各学校で安全確保を目的とするボランティア組織の構築や、保護者へ素早く情報を提供できる体制の整備を進めるなど、地域での協働・連携による子どもたちの安全の確保に取り組みます。
主な事業	①子ども安全連絡網整備事業 ②地域安全ボランティア活動事業 ③地域学校協働本部事業（スクールガード※）
施策（３） 交通安全の推進	
施策内容	市民の交通安全意識を高めるために、子どもから高齢者まで幅広く交通安全に関する情報の発信と啓発を行います。
主な事業	①交通安全教育指導事業 ②高齢者運転免許返納支援事業

市民一人ひとりができること

例えば…

- ・ 普段の暮らしの中で、自分の身のまわりに気をつけるよう意識したり、地域の人への声かけや子どもたちの見守りなど、防犯活動に関われる範囲で取り組みましょう
- ・ 地域に住む子どもたちが、安全に通学したり外遊びなどができるよう、できる範囲で見守りを意識するようにしましょう
- ・ 交通安全に関する正しい知識を学び、事故に遭わない、起こさないよう高い意識をもつようにしましょう

※スクールガード：あらかじめ各小学校に登録した地域住民が、学校内、通学路などの巡回パトロールや危険箇所の監視などを行う学校安全ボランティア。

基本目標3 総合的で包括的な支援体制の整備

基本方針1(重点方針) 連携強化による総合的かつ包括的な相談支援体制の充実

■施策の方向性

福祉の分野を超えての情報共有や課題解決を目的として、柔軟に対応できる連携や相談の体制の強化を図り、総合的かつ包括的な支援体制の充実を目指します。

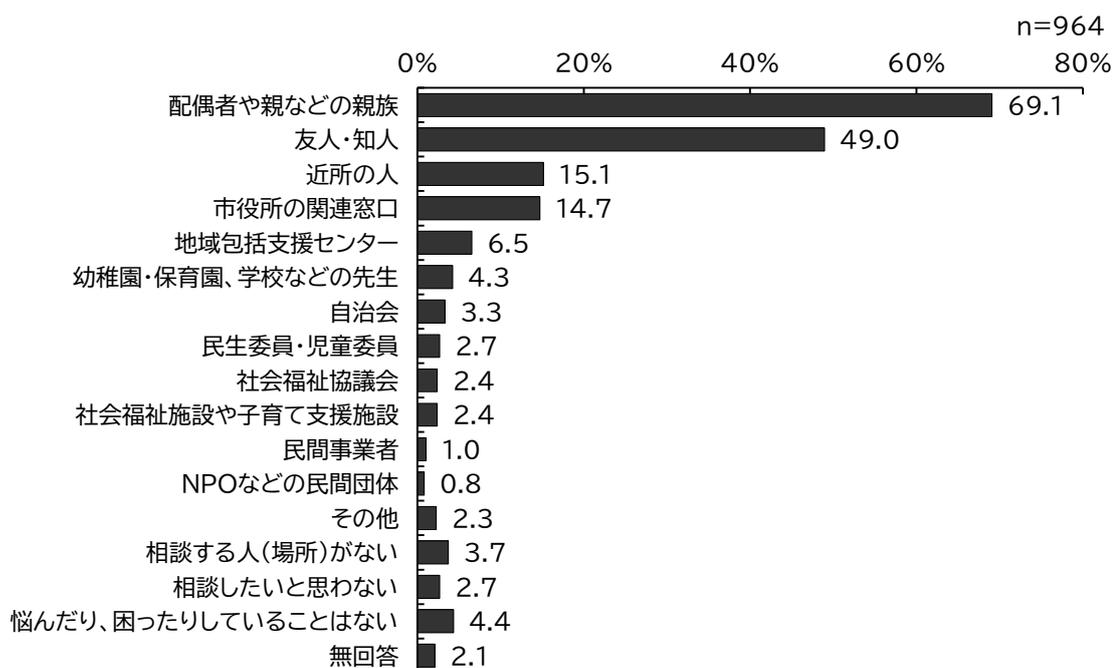
■現状と課題

これからの地域福祉の推進に向けて国からは、医療、介護、予防、住まい、生活支援の各サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の概念を子育てや障がいなどの各種福祉分野でも応用して取り組むことが示されています（「全世代型・全対象型包括支援体制づくり」）。

また、地域において複合的な悩みを抱えている人やその家族に対しては、生活困窮者自立支援相談窓口をはじめとする各分野の相談窓口において、連携したサービスの提供並びに総合的な相談支援体制を展開していく必要があります。そのため、各相談窓口の機能強化を図るとともに、地域福祉の推進において、その中核を担う三島市社会福祉協議会をはじめ、庁内関係各課や関係機関等の連携体制のさらなる充実が求められます。

アンケート調査結果をみると、地域生活の中での悩みごと等の相談先として、家族や身近な人以外の機関等を利用する人は少なく、地域で身近に相談しやすい場所としての認知等の推進が重要です。

■地域生活の中での悩みごと等の相談先



【資料】 アンケート調査（令和2年調査結果）

■取組

施策と主な事業

施策（１） 全世代型・全対象型包括支援に向けた体制づくり	
施策内容	子どもや介護、障がい、生活困窮など、福祉の支援が必要な市民に対して、子どもから高齢者まで、また、福祉の分野に関わらず包括的に支援を提供する環境づくりに向けて、体制の整備に取り組みます。
主な事業	①庁内連絡会の開催 ②重層的支援体制整備事業への取組
施策（２） 公的相談窓口の充実	
施策内容	市民が抱えるさまざまな不安や悩みなどについて、親身な相談対応による支援を目指すとともに、複合的な相談内容については分野を超えた連携ができるよう体制の整備に取り組みます。
主な事業	①子育てコンシェルジュ* ②健康相談・育児相談事業 ③家庭児童相談室の運営 ④子育て世代包括支援センター事業 ⑤児童虐待・DV対策事業（再掲） ⑥発達支援相談事業（発達支援センター） ⑦障害者相談支援事業 ⑧高齢者暮らし相談事業（街中ほっとサロン） ⑨認知症カフェ ⑩生活困窮者自立支援事業 ⑪交通事故相談事業 ⑫外国籍市民相談事業 ⑬シルバーコンシェルジュ ⑭基幹相談支援センター ⑮地域包括支援センター ⑯地域子育て支援センター ⑰生活支援センター
施策（３） 成年後見制度の利用促進	
施策内容	成年後見制度の利用の促進に向けて、後見人が必要な市民の把握と制度の周知と理解へつなげる機会づくりに取り組みます。
主な事業	①成年後見制度利用支援事業 ②成年後見支援センターの運営支援 ③制度の理解促進と意識づくり ④関係機関の連携による早期発見・支援へつなげる仕組みづくり ⑤担い手の育成支援
施策（４） 社会福祉協議会との連携体制の充実	
施策内容	地域福祉推進の中核的役割を担う三島市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画に掲げる事業等の周知を図るとともに、福祉総合相談事業や権利擁護事業など、福祉に関するさまざまな活動における連携を推進します。
主な事業	①地域福祉計画推進事業（再掲） ②地域福祉推進事業補助事業（再掲） ③成年後見制度利用支援事業（再掲）

市民一人ひとりができること

例えば…

- ・成年後見制度と日常生活自立支援事業についての正しい知識を身に付け、適切に利用するようにしましょう
- ・周囲に心配な人がいたら、相談窓口を利用するよう勧めたり、代わって相談したりするなど、積極的な気配りをしてみましょう

*子育てコンシェルジュ：子育てについての悩みや就学前の子どもの預け先に関する保護者の相談に応じ、それぞれのニーズにあった保育サービス等についての情報を提供する専門の相談員。

基本方針2 安心して暮らせる生活環境の整備

■施策の方向性

誰もが地域で暮らしやすく、外出しやすい生活環境の整備に向けて、移動支援をはじめ、バリアフリー化やユニバーサルデザインを取り込んだまちづくりを推進します。

■現状と課題

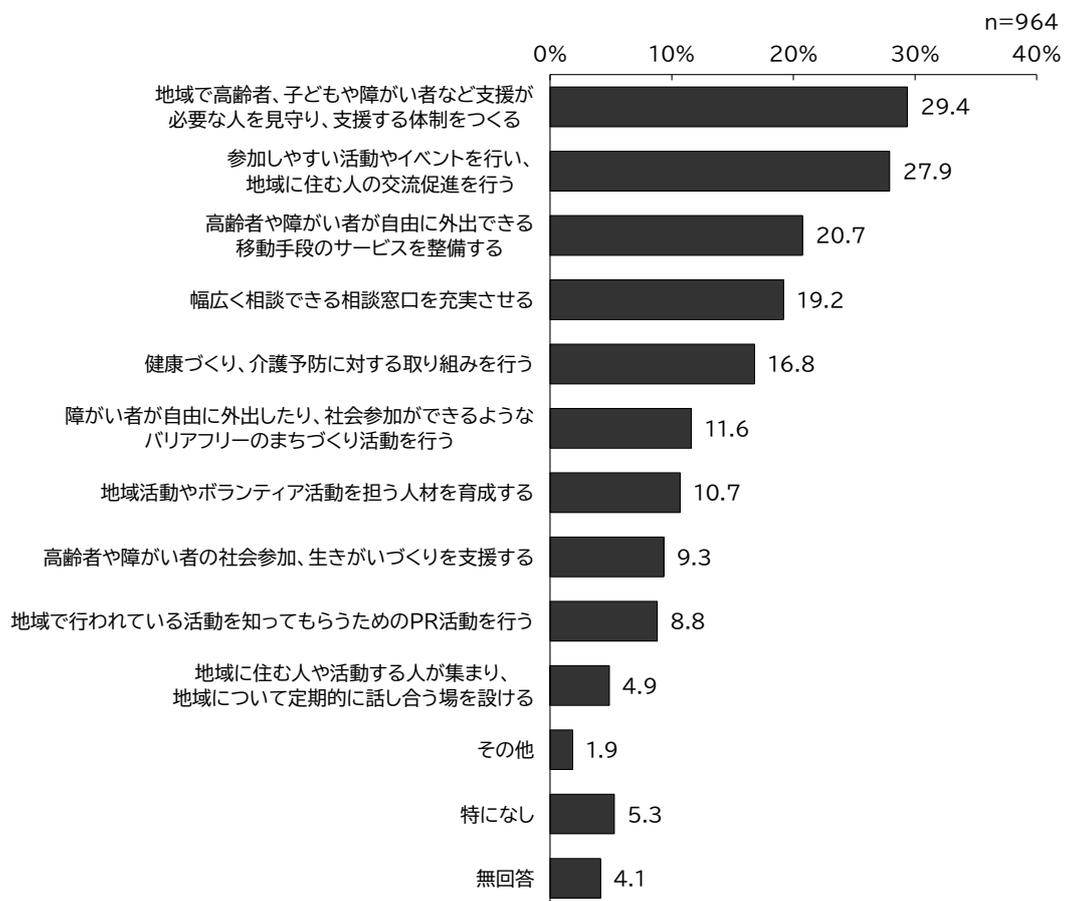
移動が困難な高齢者や、乳幼児や子どものいる家庭、障がい者などが、日頃から日常生活をできる限り困難なく送れるよう、生活環境の整備が求められます。

特に、近年では高齢者の自動車事故が多発しており、全国的に運転免許証の自主返納が推進されている中で、自家用車を所持していなくても買い物や病院への通院に不便がない移動手段の工夫が求められています。

また、アンケート調査をみると、「地域がより住みやすくなるために必要な活動」として、「高齢者や障がい者が自由に外出できる移動手段のサービスを整備する」が20.7%で3番目に高い割合となっており、移動手段の確保とサービスの充実へのニーズが高いことがうかがえます。

さらに、バリアフリー化や道路の整備が計画的に進む一方で、施設の老朽化に伴う設備の見直しが必要な箇所が増えており、計画的な整備が求められています。

■地域がより住みやすくなるために必要な活動(再掲)



【資料】 アンケート調査（令和2年調査結果）

■取組

施策と主な事業

施策（１） 公共施設のバリアフリー化の推進	
施策内容	道路、トイレ等のバリアフリー化や、色覚バリアフリーに配慮したパンフレット等の作成に取り組みます。また、指定避難所となっている屋内運動場の出入口にはスロープを設置し、車椅子や高齢者の移動の円滑化に取り組みます。
主な事業	①各小中学校屋内運動場スロープ設置事業 ②各小中学校トイレ改修事業 ③ユニバーサルデザイン※ ¹ 推進事業
施策（２） 外出が困難な方への移動手段の確保	
施策内容	廃止路線の代替として自主運行バスの運行や、路線の維持のための補助をすることで、免許をもたない人や高齢者等の生活の移動を支えています。それに加え、乗降しやすい超低床バスの導入や、高齢者のバス等の乗車に対する助成に取り組み、移動しやすい環境づくりに取り組みます。
主な事業	①高齢者バス等利用助成事業（再掲） ②超低床ノンステップバス※ ² 導入補助事業 ③きたうえ号・ふれあい号・玉沢線等自主運行バス事業 ④赤字路線バスへの補助
施策（３） 意思疎通のサポートが必要な方への支援	
施策内容	依頼により手話通訳者または要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者の意思伝達手段の確保に取り組みます。
主な事業	①手話通訳者、要約筆記者派遣事業

市民一人ひとりができること

例えば…

- ・車いすの人や盲目の人などが安全に道路を歩けるように、通行の妨げや違法駐車、違法駐輪をしないようにしましょう
- ・地域で暮らす高齢者や障がい者が外出しやすいよう、できる範囲で協力するよう意識してみましょう

※1 ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいように都市や生活環境を整備するという考え方。

※2 超低床ノンステップバス：出入口の段差をなくして乗降性を高めた低床バスのこと。バス事業者や行政機関によっては超低床バスともいう。